

平成27年第1回定例市議会提出議案

(予算案を除く。)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(議 案)		
1	藤井寺市行政手続条例の一部改正について	1
2	藤井寺市総合計画策定条例の制定について	7
3	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	10
4	藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について	12
5	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について	14
6	教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	18
7	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	20
8	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	24
9	市税条例の一部改正について	61
10	藤井寺市手数料条例の一部改正について	64
11	藤井寺市介護保険条例の一部改正について	66
12	藤井寺市高額介護サービス費等貸付基金条例の一部改正について	70
13	藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	72
14	藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	79

1 5	藤井寺市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	8 3
1 6	藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について	8 6
1 7	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	8 9
1 8	藤井寺市立学校条例の一部改正について	9 1
1 9	藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について	9 3
2 0	藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会条例の制定について	9 6
2 1	藤井寺市立生涯学習センター条例の一部改正について	9 9
2 2	藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	1 0 1
2 3	藤井寺市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	1 0 3
2 4	反訴の提起について	1 0 5
2 5	市道路線の認定、一部廃止及び変更について	1 0 6

このほかの提出議案

議案番号

- 2 6 平成26年度藤井寺市一般会計補正予算（第6号）について
- 2 7 平成26年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 2 8 平成26年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 2 9 平成26年度藤井寺市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 3 0 平成26年度藤井寺市病院事業会計補正予算（第1号）について
- 3 1 平成26年度藤井寺市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 3 2 平成27年度藤井寺市一般会計予算について
- 3 3 平成27年度藤井寺市駐車場特別会計予算について
- 3 4 平成27年度藤井寺市国民健康保険特別会計予算について
- 3 5 平成27年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計予算について
- 3 6 平成27年度藤井寺市介護保険特別会計予算について

- 37 平成27年度藤井寺市公共下水道事業特別会計予算について
- 38 平成27年度藤井寺市病院事業会計予算について
- 39 平成27年度藤井寺市水道事業会計予算について

議案第 1 号

藤井寺市行政手続条例の一部改正について

藤井寺市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 27 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の一部が改正され、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに関する規定が設けられたことに伴い、本市の行政手続条例においても同様の規定を設けるとともに、改正箇所を引用している他の条例について、所要の改正をするものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市行政手続条例の一部を改正する条例

藤井寺市行政手続条例（平成11年藤井寺市条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）

第3章 不利益処分

第1節 通則（第12条—第14条）

第2節 聴聞（第15条—第26条）

第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）

第4章 行政指導（第30条—第36条）

第5章 処分等の求め（第37条）

第6章 届出（第38条）

第7章 雑則（第39条）

附則

第1章 総則

第2条第1号中「同じ。）」の次に「並びに大阪府の条例及びその執行機関の規則（地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により本市が処理することとされた事務に係るものに限る。）」を加え、同条第4号中「第31条」を「第32条」に改め、同条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条中「第4条から第28条まで」を「次章から第5章まで」に改め、同条第4号中「同じ」を「同じ。」に改め、同条第6号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第7号中「かかわる」を「関わる」に改め、同条第9号中「第11条から第28条まで」を「第3章」に改める。

第36条を第39条とし、第35条を第38条とし、同条の次に次の章名を付する。

第7章 雑則

第34条を第35条とし、同条の次に次の1条、1章及び章名を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第36条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律、大阪府の条例又は市の条例（本条及び次条において「法律等」という。）に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律等に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律等の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律等に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第5章 処分等の求め

第37条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律等に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第6章 届出

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第33条を第34条とする。

第32条中「さらに」を「更に」に改め、同条を第33条とし、第31条を第32条とし、第30条を第31条とし、第29条を第30条とする。

第28条中「第14条第3項」を「第15条第3項」に改め、同条前段中「第15条」を「第16条」に改め、同条中「第17条第1項」を「第18条第1項」に、「第27条第1項」を「第28条第1項」に、「第15条第1項」を「第16条第1項」に、「第28条」を「第29条」に、「第23条第3項」を「第24条第3項」に、「第17条第3項」を「第18条第3項」に改め、同条を第29条とし、同条の次に次の章名を付する。

第4章 行政指導

第27条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条を第28条とし、第26条を第27条とする。

第25条中「第23条第3項」を「第24条第3項」に改め、同条を第26条とし、同条の次に次の節名を付する。

第3節 弁明の機会の付与

第24条中「第21条第2項」を「第22条第2項」に改め、同条を第25条とし、第23条を第24条とする。

第22条中「第20条第1項」を「第21条第1項」に改め、同条を第23条とする。

第21条第1項中「さらに」を「更に」に改め、同条第3項中「第14条第3項」

を「第15条第3項」に、「名あて人」を「名宛人」に改め、同条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条を第20条とする。

第18条第2項第5号中「又は補佐人」を「、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改め、同条を第19条とする。

第17条第1項中「第23条第3項」を「第24条第3項」に改め、同条第2項中「さらに」を「更に」に改め、同条を第18条とする。

第16条第1項中「第18条」を「第19条」に改め、同条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条第1項及び第3項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条を第15条とする。

第13条第1項及び第2項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の節名を付する。

第2節 聴聞

第12条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第1号イ中「はく奪」を「剥奪」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条第1項中「さらに」を「更に」に改め、同条第2項中「一の申請又は」を「1の申請又は」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の章名及び節名を付する。

第3章 不利益処分

第1節 通則

第9条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第10条とし、第8条を第9条とし、第4条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条及び章名を加える。

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

第2章 申請に対する処分

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(藤井寺市印鑑条例の一部改正)
- 2 藤井寺市印鑑条例(平成6年藤井寺市条例第16号)の一部を次のように改正する。
第4条第1項第6号中「前5号」を「前各号」に改める。
第9条第5号中「前4号」を「前各号」に改める。
第16条中「第4条から第28条まで」を「第2章及び第3章」に改める。
(藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正)
- 3 藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例(平成6年藤井寺市条例第1号)の一部を次のように改正する。
第9条中「第4条から第28条まで」を「第2章及び第3章」に改める。
(藤井寺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)
- 4 藤井寺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例(平成19年藤井寺市条例第6号)の一部を次のように改正する。
第6条中「第4条から第28条まで」を「第2章及び第3章」に改める。

議案第 2 号

藤井寺市総合計画策定条例の制定について
藤井寺市総合計画策定条例を次のように定める。

平成 2 7 年 2 月 2 7 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

本市の総合的かつ計画的な市政の運営を行うための基本的な指針である総合計画を策定するに当たり、その法的な策定根拠を規定し、基本構想について議会の議決を求めるため、本条例を制定するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市総合計画策定条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を行うための基本的な指針である藤井寺市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画で構成する計画をいう。
- (2) 基本構想 本市のめざすべき将来像並びにその基本的な理念及び方向を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、基本的施策の方向及び体系を示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に掲げる施策を実現するための個別の事業を示す計画をいう。

(総合計画審議会)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、藤井寺市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本構想の策定及び変更について調査審議し、及び答申する。

(審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、前条に規定する手続を経た上で、議会の議決を経なければならない。

(基本計画及び実施計画の策定)

第6条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画との整合性の確保)

第7条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 3 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 27 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく執行機関の附属機関として市長が設置している藤井寺市総合計画審議会について、その設置根拠を藤井寺市総合計画策定条例に規定するため、当該附属機関に関する規定を削るとともに、新たに市長の附属機関として藤井寺市児童福祉審議会を設置するものである。

藤井寺市条例第 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部藤井寺市総合計画審議会の項を削り、同部藤井寺市健康増進計画・食育推進計画策定委員会の項の次に次のように加える。

市長	藤井寺市児童福祉審議会	児童福祉についての調査審議に関する事務
----	-------------	---------------------

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 4 号

藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について

藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 27 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく市長の附属機関として、藤井寺市指定管理者候補者選定委員会を設置するとともに、藤井寺市暴力団排除条例（平成 25 年藤井寺市条例第 28 号）の趣旨を踏まえ、指定管理者の指定の申請において暴力団を排除する規定を設けるものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を
改正する条例

藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 22 年藤井寺市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 暴力団（藤井寺市暴力団排除条例（平成 25 年藤井寺市条例第 28 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。）が役員である団体は、前項の規定による申請をすることができない。

第 6 条第 1 項中「市長は、前 2 条の規定により指定候補者を選定するにあたり必要と認める場合は、」を削り、「委員会（以下）」を「ため、藤井寺市指定管理者候補者選定委員会（）」に、「選定委員会」を「委員会」に、「設置することができる」を「置く」に改め、同条第 2 項中「選定委員会に関する」を「委員会の組織、運営その他委員会について必要な」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 27 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の一部改正により、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれ、教育長の身分が一般職から特別職に変更されることに伴い、関係条例の規定を整備しようとするものである。

藤井寺市条例第 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「別表第1」を「別表」に改め、「副市長」の次に「、教育長」を加える。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育長

別表副市長の項の次に次のように加える。

教育長	730,000円
-----	----------

(教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第3条 教育長の給与及び旅費等に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第19号)の一部を次のように改正する。

題名中「給与及び旅費等」を「勤務時間、休日、休暇等」に改める。

第1条中「、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第17条第2項の規定に基づき」を削り、「給与、旅費及び勤務時間その他の勤務条件」を「勤務時間、休日、休暇等」に改める。

第2条から第5条までを削る。

第6条の見出し中「その他の勤務条件」を「、休日、休暇等」に改め、同条中「その他の勤務条件」を「、休日、休暇等」に、「市長の事務部局」を「一般職」に改め、同条を第2条とする。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 職員の旅費に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第23号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則(第1条—第7条の2)

第2章 鉄道賃等の額（第8条—第16条の2）

第3章 退職者、遺族等の旅費（第17条・第18条）

第4章 雑則（第19条・第20条）

附則

第1条中「、その額及び支給方法」を「必要な事項」に改める。

第8条第1項第1号ア及び第4号並びに第9条第1号ア及び第2号ア中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

別表中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

（藤井寺市特別職報酬等審議会条例の一部改正）

第5条 藤井寺市特別職報酬等審議会条例（昭和42年藤井寺市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

第6条中「総務部」の次に「人事課」を加える。

第7条中「会長が」の次に「審議会に諮って」を加える。

（藤井寺市職員定数条例の一部改正）

第6条 藤井寺市職員定数条例（昭和55年藤井寺市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長を除く。」を削る。

（藤井寺市職員の厚生制度に関する条例の一部改正）

第7条 藤井寺市職員の厚生制度に関する条例（平成18年藤井寺市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第5条中「厚生会は、」の次に「厚生会規約に基づき」を加え、「各会の規定に基づき」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長をいう。）の教育委員会の委員としての任期中（以下「在職期間」と

いう。)においては、第1条の規定による改正後の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下この項において「旧条例」という。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第4条第2項中「別表第1」とあるのは「別表」とする。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 在職期間においては、第2条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 在職期間においては、第3条の規定による改正後の教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の教育長の給与及び旅費等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 在職期間においては、第4条の規定による改正後の職員の旅費に関する条例第8条及び第9条並びに別表の規定は適用せず、第4条の規定による改正前の職員の旅費に関する条例第8条及び第9条並びに別表の規定は、なおその効力を有する。

(藤井寺市特別職報酬等審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 在職期間においては、第5条の規定による改正後の藤井寺市特別職報酬等審議会条例第2条の規定は適用せず、第5条の規定による改正前の藤井寺市特別職報酬等審議会条例第2条の規定は、なおその効力を有する。

(藤井寺市職員定数条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 在職期間においては、第6条の規定による改正後の藤井寺市職員定数条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の藤井寺市職員定数条例の規定は、なおその効力を有する。

(藤井寺市職員の厚生制度に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 在職期間においては、第7条の規定による改正後の藤井寺市職員の厚生制度に関する条例第2条の規定は適用せず、第7条の規定による改正前の藤井寺市職員の厚生制度に関する条例第2条の規定は、なおその効力を有する。

議案第 6 号

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 27 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の一部改正により、教育長の身分が一般職から特別職に変更されることに伴い、教育長の職務専念義務の特例に関し必要な事項を定めるものである。

藤井寺市条例第 号

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、藤井寺市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ藤井寺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長をいう。）の教育委員会の委員としての任期中においては、この条例の規定は適用しない。

議案第 7 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に
ついて

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成 27 年 2 月 27 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の一部改正に伴い、教育委員長及び教育長の規定を整備するとともに、執行機関の附属機関として指定管理者候補者選定委員会、児童福祉審議会、市立学校いじめ問題専門委員会及び水道施設整備事業評価委員会が設置されることに伴い、各附属機関の委員の報酬規定を追加するものである。

また、新たな非常勤の特別職として幼稚園医（内科）、幼稚園医（歯科）及び幼稚園薬剤師を置くものである。

藤井寺市条例第 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

別表第1中

「

教育委員会委員長	月額	70,000円
教育委員会委員（教育長である委員を除く。）	月額	57,000円

」

を

「

教育委員会委員	月額	57,000円
---------	----	---------

」

に、

「

市民協働推進委員会委員	日額	9,500円
-------------	----	--------

」

を

「

市民協働推進委員会委員	日額	9,500円
指定管理者候補者選定委員会委員	日額	9,500円

」

に、

「

子ども・子育て会議委員	日額	9,500円
-------------	----	--------

」

を

「

子ども・子育て会議委員	日額	9,500円
-------------	----	--------

児童福祉審議会委員	日額	9, 500円
-----------	----	---------

に、

小中学校医（内科）	年額	228, 200円 （複数の学校園を兼務する小中学校医においても同額とする。）その担当する園児、児童又は生徒1人につき426円を加算
小中学校医（歯科、眼科及び耳鼻科）	年額	228, 200円 （複数の学校園を兼務する小中学校医においても同額とする。）その担当する園児、児童又は生徒1人につき98円を加算
小中学校薬剤師	年額	153, 700円 幼稚園については年額39, 600円（藤井寺南幼稚園野中分園は藤井寺南幼稚園に含めるものとする。）

を

水道施設整備事業評価委員会委員	日額	9, 500円
小中学校医（内科）	年額	228, 200円 （複数の学校を兼務する小中学校医においても同額とする。）その担当する児童又は生徒1人につき426円を加算
小中学校医（歯科、眼科及び耳鼻科）	年額	228, 200円 （複数の学校を兼務する小中学校医においても同額とする。）その担当する児童又は生徒1人につき98円を加算
小中学校薬剤師	年額	153, 700円
幼稚園医（内科）	年額	100, 000円 （藤井寺南幼稚園野中分園は藤井寺南幼稚園に含めるものとする。）

幼稚園医（歯科）	年額 50,000円 （藤井寺南幼稚園野中分園は藤井寺南幼稚園に含めるものとする。）
幼稚園薬剤師	年額 39,600円 （藤井寺南幼稚園野中分園は藤井寺南幼稚園に含めるものとする。）

に、

「

学校教科用図書選定委員会委員	日額 7,500円
----------------	--------------

を

「

学校教科用図書選定委員会委員	日額 7,500円
市立学校いじめ問題専門委員会委員	日額 9,500円

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長をいう。）の教育委員会の委員としての任期中においては、改正後の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例第4条第1項及び別表第1教育委員会委員の項の規定は適用せず、改正前の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1教育委員会委員長の項及び教育委員会委員（教育長である委員を除く。）の項の規定は、なおその効力を有する。

議案第 8 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 27 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

国においては、平成 26 年 8 月 7 日付けの人事院勧告を受け、平成 26 年 11 月 19 日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 105 号）を公布した。

本市においても、本勧告及び近隣都市における均衡や情勢に鑑み、一般職の職員の給料月額、初任給調整手当、通勤手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員の給料月額等の改定を行うとともに、管理職員特別勤務手当の支給要件である勤務の範囲を広げ、退職手当の調整額等の改定を行うものである。

藤井寺市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第12条の5第1項中「306,000円」を「307,000円」に改める。

第16条第2項第2号イ中「4,100円」を「4,200円」に改め、同号ウ中「6,500円」を「7,100円」に改め、同号エ中「8,900円」を「10,000円」に改め、同号オ中「11,300円」を「12,900円」に改め、同号カ中「13,700円」を「15,800円」に改め、同号キ中「16,100円」を「18,700円」に改め、同号ク中「18,500円」を「21,600円」に改め、同号ケ中「20,900円」を「24,400円」に改め、同号コ中「21,800円」を「26,200円」に改め、同号サ中「22,700円」を「28,000円」に改め、同号シ中「23,600円」を「29,800円」に改め、同号ス中「24,500円」を「31,600円」に改める。

第25条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の35」に改める。

附則第15項中「100分の1.0125」を「100分の1.125」に、「100分の67.5」を「100分の75」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職 員 の 区 分	職務の 等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用	1	414,100	367,500	322,100	290,700	263,500	224,600	187,700	137,600
	2	416,600	370,100	324,400	293,000	265,600	226,500	189,500	138,700
	3	419,100	372,700	326,700	295,300	267,600	228,400	191,300	139,900

以 外 の 職 員	4	421,600	375,300	329,000	297,600	269,700	230,200	193,100	141,000
	5	423,500	377,500	331,300	299,700	271,700	231,900	194,700	142,100
	6	425,800	380,000	333,400	302,000	273,800	233,800	196,500	143,200
	7	428,000	382,500	335,600	304,300	275,900	235,700	198,300	144,300
	8	430,200	385,000	337,800	306,600	278,000	237,500	200,100	145,400
	9	432,300	387,600	340,000	308,800	280,100	239,200	201,800	146,500
	10	434,400	390,300	342,200	311,100	282,200	241,100	203,600	147,900
	11	436,500	393,000	344,400	313,400	284,300	242,900	205,400	149,200
	12	438,700	395,700	346,600	315,700	286,400	244,800	207,200	150,500
	13	440,500	398,200	348,600	317,900	288,500	246,500	208,800	151,800
	14	442,400	400,500	350,700	320,100	290,600	248,400	210,700	153,300
	15	444,400	402,800	352,800	322,300	292,700	250,200	212,600	154,800
	16	446,400	405,200	354,900	324,500	294,800	252,000	214,500	156,400
	17	448,300	407,100	356,800	326,600	296,800	253,700	216,300	157,700
	18	450,100	409,100	358,800	328,700	298,900	255,700	218,200	159,200
	19	451,900	411,000	360,800	330,800	301,000	257,700	220,100	160,700
	20	453,700	412,900	362,700	332,800	303,100	259,700	222,000	162,200
	21	455,500	414,800	364,800	334,900	305,200	261,600	223,700	163,600
	22	457,000	416,600	366,700	337,000	307,300	263,500	225,600	166,300
	23	458,500	418,500	368,700	339,100	309,400	265,400	227,500	168,900
	24	460,000	420,500	370,700	341,200	311,500	267,200	229,400	171,500
	25	461,400	422,300	372,700	342,800	313,400	269,200	231,000	174,200
	26	462,700	423,800	374,700	344,800	315,500	271,100	232,800	175,900
	27	464,000	425,400	376,700	346,800	317,600	273,000	234,500	177,600
	28	465,200	427,000	378,700	348,800	319,700	274,900	236,300	179,300
	29	466,200	428,600	380,300	350,600	321,700	276,700	237,700	180,800
	30	466,900	429,900	382,100	352,500	323,800	278,600	239,200	182,600
	31	467,700	431,200	383,900	354,400	325,900	280,500	240,700	184,400
	32	468,400	432,500	385,600	356,300	328,000	282,400	242,200	186,100
	33	469,100	433,700	387,400	358,200	329,600	284,100	243,600	187,700
	34	469,900	435,000	388,800	360,000	331,600	286,000	245,100	189,200
	35	470,600	436,300	390,400	361,800	333,700	287,900	246,600	190,700

36	471,400	437,500	392,000	363,500	335,800	289,800	248,200	192,200
37	472,200	438,700	393,500	365,000	337,700	291,500	249,500	193,500
38	472,900	439,500	394,700	366,300	339,700	293,300	251,100	194,800
39	473,700	440,300	395,900	367,700	341,700	295,100	252,700	196,100
40	474,500	441,100	397,100	369,100	343,700	296,900	254,300	197,400
41	475,300	441,700	398,200	370,600	345,600	298,700	255,700	198,700
42	476,000	442,400	399,400	371,500	347,500	300,400	257,100	200,000
43	476,800	443,100	400,600	372,600	349,400	302,100	258,500	201,300
44	477,400	443,800	401,800	373,700	351,300	303,800	259,900	202,600
45	478,200	444,600	402,500	374,500	352,800	305,500	261,100	203,800
46		445,400	403,200	375,400	354,300	307,200	262,500	205,100
47		446,100	403,900	376,300	355,800	308,900	263,900	206,400
48		446,900	404,600	377,200	357,300	310,600	265,300	207,700
49		447,500	405,200	378,200	359,000	311,800	266,600	208,800
50		448,200	405,900	379,000	359,800	313,400	267,800	209,900
51		449,000	406,600	379,800	361,000	315,000	269,100	211,000
52		449,800	407,300	380,600	362,000	316,600	270,400	212,100
53		450,400	408,000	381,300	362,900	318,300	271,500	213,300
54		451,200	408,700	382,000	364,000	319,900	272,700	214,300
55		452,000	409,400	382,700	365,000	321,500	274,000	215,300
56		452,600	410,000	383,400	366,100	323,100	275,300	216,300
57		453,200	410,600	383,900	367,000	324,600	276,400	217,100
58		454,000	411,200	384,500	367,700	325,800	277,500	218,100
59		454,800	411,800	385,200	368,400	327,000	278,600	219,000
60		455,600	412,400	385,900	369,100	328,200	279,700	220,000
61		456,200	412,900	386,300	369,600	329,000	280,900	220,800
62			413,600	387,000	370,200	329,900	281,900	221,800
63			414,200	387,600	370,900	330,700	282,900	222,800
64			414,800	388,200	371,600	331,500	283,900	223,800
65			415,100	388,700	371,900	332,400	284,700	224,500
66			415,700	389,300	372,600	332,800	285,600	225,500
67			416,400	389,900	373,300	333,600	286,500	226,500

68	416,900	390,500	374,000	334,400	287,400	227,600
69	417,400	390,900	374,400	335,200	288,400	228,400
70	418,100	391,500	375,000	335,900	289,200	229,200
71	418,800	392,200	375,700	336,600	290,000	230,000
72	419,500	392,800	376,300	337,300	290,800	230,800
73	420,000	393,100	376,700	337,800	291,600	231,600
74	420,700	393,800	377,300	338,400	292,100	232,300
75	421,400	394,500	378,000	339,000	292,600	233,000
76	422,100	395,000	378,600	339,600	293,100	233,700
77	422,600	395,400	379,000	339,900	293,200	234,400
78		396,100	379,500	340,400	293,600	235,200
79		396,800	380,100	340,800	293,800	236,000
80		397,500	380,600	341,300	294,200	236,800
81		398,000	381,100	341,700	294,400	237,500
82		398,700	381,700	342,200	294,600	238,200
83		399,400	382,300	342,700	295,000	238,900
84		400,100	382,700	343,200	295,300	239,600
85		400,600	383,300	343,600	295,600	240,300
86		401,300	383,900	344,000	295,900	241,000
87		402,000	384,500	344,500	296,200	241,700
88		402,700	385,100	344,900	296,600	242,400
89		403,200	385,800	345,200	296,900	243,100
90		403,900	386,400	345,600	297,300	243,600
91		404,600	387,000	346,100	297,700	244,100
92		405,300	387,600	346,500	298,100	244,600
93		405,800	388,300	346,700	298,200	244,900
94		406,500	388,900	347,100	298,500	
95		407,200	389,500	347,600	298,900	
96		407,900	390,100	348,000	299,300	
97		408,400	390,800	348,100	299,500	
98			391,400	348,600	299,800	
99			392,000	349,100	300,200	

100					392,600	349,400	300,600		
101					393,300	349,700	300,800		
102					393,900	350,100	301,100		
103					394,500	350,500	301,500		
104					395,100	350,900	301,800		
105					395,800	351,400	302,000		
106						351,800	302,300		
107						352,200	302,700		
108						352,600	303,000		
109						353,100	303,200		
110						353,500	303,600		
111						353,900	304,000		
112						354,200	304,300		
113						354,700	304,400		
114						355,100	304,700		
115						355,500	305,000		
116						355,800	305,400		
117						356,300	305,600		
118						356,700	305,800		
119						357,100	306,100		
120						357,400	306,400		
121						357,900	306,800		
122						358,300	307,000		
123						358,700	307,300		
124						359,000	307,600		
125						359,500	308,000		
再 任 用 職 員		395,400	361,600	319,100	293,200	277,800	257,600	213,400	185,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第

28条に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の 等級 号給	1等級	2等級	3等級
		給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 以 外 の 職 員	1	468,600	392,600	240,100
	2	470,900	395,500	242,600
	3	473,200	398,400	245,100
	4	475,500	401,300	247,600
	5	477,800	404,000	249,900
	6	480,000	406,800	253,700
	7	482,200	409,600	257,500
	8	484,400	412,400	261,300
	9	486,500	415,000	264,900
	10	488,600	417,700	268,900
	11	490,700	420,400	272,900
	12	492,800	423,100	276,900
	13	494,900	425,600	280,700
	14	497,000	428,100	284,700
	15	499,100	430,500	288,700
	16	501,200	433,000	292,700
	17	503,300	435,200	296,500
	18	505,300	437,600	300,100
	19	507,300	440,000	303,700
	20	509,300	442,400	307,300
	21	511,100	444,500	311,000
	22	512,900	446,900	314,800
	23	514,800	449,300	318,500
	24	516,700	451,600	322,200
	25	518,400	453,800	325,800

26	520,200	456,100	328,600
27	522,000	458,400	331,400
28	523,800	460,700	334,200
29	525,700	462,900	337,800
30	527,500	465,200	341,100
31	529,300	467,500	344,400
32	531,100	469,800	347,700
33	532,700	471,800	350,700
34	534,500	473,900	353,900
35	536,200	476,000	357,100
36	538,000	478,100	360,300
37	539,600	480,200	363,400
38	541,200	482,000	367,100
39	542,600	483,800	370,700
40	544,200	485,600	374,400
41	545,700	487,300	378,000
42	547,100	489,100	380,700
43	548,500	490,900	383,500
44	549,800	492,700	386,300
45	551,000	494,300	389,200
46	552,000	496,000	391,800
47	553,000	497,800	394,400
48	554,000	499,600	397,000
49	555,000	501,200	399,400
50	555,900	502,500	401,700
51	556,800	503,800	404,000
52	557,700	505,100	406,300
53	558,500	506,400	408,700
54	559,400	507,700	410,800
55	560,300	509,000	412,800
56	561,200	510,300	414,900
57	562,100	511,300	417,000

58	563,000	512,100	419,000
59	563,900	512,900	421,000
60	564,600	513,700	423,000
61	565,500	514,600	425,100
62	566,400	515,400	427,100
63	567,300	516,300	429,100
64	568,200	517,100	431,100
65	569,100	518,000	433,100
66		518,900	434,900
67		519,600	436,700
68		520,500	438,500
69		521,400	440,400
70		522,200	442,200
71		523,100	444,000
72		524,000	445,800
73		524,800	447,600
74		525,700	449,300
75		526,600	451,100
76		527,300	452,900
77		528,100	454,800
78		529,000	456,000
79		529,900	457,200
80		530,800	458,400
81		531,600	459,600
82		532,500	460,600
83		533,400	461,600
84		534,300	462,600
85		535,100	463,400
86		536,000	464,100
87		536,900	464,800
88		537,800	465,500
89		538,600	466,200

90	466,900
91	467,600
92	468,300
93	468,800
94	469,500
95	470,200
96	470,900
97	471,300
98	471,900
99	472,600
100	473,300
101	473,700
102	474,300
103	474,900
104	475,400
105	476,000
106	476,500
107	477,000
108	477,500
109	477,900
110	478,500
111	478,900
112	479,400
113	479,900
114	480,500
115	481,100
116	481,500
117	482,000
118	482,600
119	483,200
120	483,800
121	484,300

再任用 職員		463,700	390,600	336,200
-----------	--	---------	---------	---------

備考 この表は、病院に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 等級 号給	特1等級	1等級	2等級	3等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 以 外 の 職 員	1	330,200	269,200	215,500	147,800
	2	332,300	271,100	217,100	149,600
	3	334,500	273,000	218,700	151,300
	4	336,700	274,900	220,300	153,000
	5	338,800	276,700	221,900	154,700
	6	341,000	278,600	223,600	156,400
	7	343,200	280,500	225,300	158,100
	8	345,400	282,400	227,000	159,900
	9	347,400	284,300	228,600	161,400
	10	349,600	286,200	230,400	163,300
	11	351,800	288,100	232,100	165,300
	12	354,000	290,000	233,800	167,200
	13	355,700	292,000	235,600	169,100
	14	357,700	293,900	237,200	171,000
	15	359,700	295,800	238,800	172,800
	16	361,700	297,700	240,400	174,700
	17	363,700	299,500	241,800	180,300
	18	365,800	301,300	243,400	181,900
	19	367,800	303,100	244,900	183,500
	20	369,900	304,900	246,500	185,100
	21	371,700	306,500	248,000	186,600
	22	373,800	308,200	249,500	188,200
	23	375,900	309,900	251,000	189,800
	24	378,000	311,600	252,500	191,300

25	379,500	313,400	253,900	192,900
26	381,300	315,100	255,600	194,600
27	383,100	316,800	257,300	196,200
28	384,900	318,500	259,000	197,900
29	386,700	319,700	260,700	199,500
30	388,200	321,200	262,500	201,100
31	389,900	322,700	264,300	202,700
32	391,600	324,300	266,100	204,300
33	393,000	325,800	267,600	205,800
34	394,300	327,100	269,400	207,500
35	395,600	328,400	271,200	209,200
36	396,900	329,700	273,000	210,900
37	398,000	330,800	274,600	212,400
38	399,200	331,800	276,300	214,000
39	400,300	332,900	278,000	215,600
40	401,500	334,000	279,700	217,000
41	402,300	340,100	281,400	218,700
42	403,100	341,900	283,100	220,300
43	403,900	343,700	284,800	221,900
44	404,700	345,500	286,500	223,500
45	405,100	347,300	288,200	225,100
46	405,800	349,200	289,900	226,800
47	406,500	351,100	291,600	228,500
48	407,200	353,000	293,300	230,200
49	407,900	354,800	294,700	231,800
50	408,600	356,500	296,300	233,400
51	409,300	358,200	297,900	234,900
52	409,900	359,900	299,500	236,500
53	410,500	361,100	300,900	238,000
54	411,100	362,300	302,400	239,600
55	411,700	363,500	303,900	241,200
56	412,300	364,700	305,400	242,800

57	412,800	365,900	306,700	244,200
58	413,500	366,700	308,000	245,700
59	414,100	367,900	309,300	247,200
60	414,800	369,000	310,700	248,700
61	415,100	370,100	312,000	250,100
62	415,600	371,100	313,300	251,700
63	416,300	372,100	314,600	253,300
64	417,000	373,100	315,900	254,900
65	417,300	373,900	317,300	256,500
66		374,800	318,100	257,900
67		375,700	318,900	259,300
68		376,600	319,700	260,700
69		377,200	320,300	261,900
70		378,000	321,000	263,300
71		378,800	321,700	264,700
72		379,600	322,300	266,100
73		380,000	323,100	267,200
74		380,700	323,300	268,500
75		381,400	323,900	269,800
76		382,100	324,500	271,100
77		382,600	325,100	272,200
78		383,200	325,600	273,400
79		383,900	326,100	274,700
80		384,500	348,800	276,000
81		385,000	349,100	277,100
82		385,500	349,400	278,200
83		386,000	349,800	279,300
84		386,500	350,100	280,400
85		387,100	350,600	281,500
86		387,600	350,900	282,600
87		388,200	351,200	283,700
88		388,800	351,500	284,800

89	389,300	351,900	285,700
90	389,800	352,200	286,400
91	390,400	352,600	287,100
92	391,000	352,900	287,900
93	391,500	353,300	288,700
94	392,100	353,600	289,300
95	392,700	354,000	289,900
96	393,300	354,300	290,500
97	394,000	354,600	291,200
98		355,000	291,700
99		355,400	292,200
100		355,800	292,600
101		356,300	292,800
102		356,700	293,000
103		357,100	293,200
104		357,500	293,400
105		358,000	293,800
106		358,400	294,000
107		358,800	294,200
108		359,200	294,400
109		359,700	294,800
110		360,100	295,000
111		360,500	295,200
112		360,900	295,500
113		361,400	295,900
114			296,200
115			296,500
116			296,800
117			297,100
118			297,300
119			297,600
120			297,900

	121				298,200
再任用 職員		327,000	285,500	259,300	213,500

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、
栄養士その他職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の 等級 号給	特1等級	1等級	2等級	3等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 以 外 の 職 員	1	333,500	287,200	231,400	155,600
	2	335,700	289,200	233,200	157,000
	3	337,900	291,200	235,000	158,500
	4	340,100	293,200	236,800	159,900
	5	342,300	295,000	238,400	161,300
	6	344,500	296,900	239,900	162,800
	7	346,700	298,800	241,400	164,300
	8	348,900	300,700	242,800	165,800
	9	350,600	302,700	244,100	167,100
	10	352,600	304,600	245,500	168,800
	11	354,600	306,500	246,800	170,400
	12	356,600	308,400	248,200	172,000
	13	358,800	310,100	249,500	173,500
	14	360,900	311,900	250,800	175,500
	15	363,000	313,700	252,100	177,500
	16	365,100	315,500	253,400	179,500
	17	367,100	317,400	254,400	182,900
	18	369,200	319,100	255,800	185,000
	19	371,300	320,800	257,100	187,100
	20	373,400	322,500	258,400	189,200
	21	375,200	324,100	259,500	191,300
	22	377,300	325,700	260,900	193,600
	23	379,400	327,300	262,300	195,900

24	381,500	328,900	263,700	198,200
25	383,500	330,600	265,100	200,600
26	385,200	332,100	266,700	202,000
27	387,100	333,600	268,200	203,400
28	389,000	335,200	269,800	204,800
29	390,900	336,600	271,400	206,200
30	392,700	338,100	273,000	207,700
31	394,600	339,600	274,600	209,200
32	396,500	341,100	276,200	210,500
33	398,200	342,800	277,800	211,900
34	399,900	344,400	279,300	213,400
35	401,700	346,000	280,800	214,900
36	403,500	347,600	282,200	216,400
37	405,100	349,300	283,800	217,800
38	406,900	350,900	285,200	219,500
39	408,700	352,500	286,700	221,200
40	410,500	354,100	288,200	222,900
41	412,000	355,300	289,800	224,300
42	413,700	356,800	291,400	226,000
43	415,400	358,300	293,000	227,700
44	417,000	359,800	294,600	229,400
45	418,400	361,400	296,000	231,200
46	420,000	362,500	297,500	232,700
47	421,500	364,000	299,000	234,200
48	423,000	365,300	300,500	235,600
49	424,600	366,700	301,800	237,000
50	426,100	368,100	303,200	238,400
51	427,600	369,500	304,600	239,800
52	429,100	370,900	306,000	241,200
53	430,500	372,400	307,500	242,500
54	432,000	373,600	308,900	243,800
55	433,400	374,800	310,300	245,100

56	434,800	376,000	311,700	246,400
57	435,900	377,100	312,800	247,400
58	436,800	378,100	314,100	248,700
59	437,700	379,100	315,400	249,900
60	438,400	380,100	316,800	251,200
61	439,300	380,700	318,000	252,300
62	440,200	381,500	319,300	253,700
63	441,100	382,300	320,600	255,100
64	442,000	383,100	321,900	256,500
65	442,900	383,900	323,200	257,700
66	443,700	384,600	324,500	259,200
67	444,500	385,400	325,800	260,600
68	445,300	386,100	327,100	262,000
69	446,100	386,800	327,900	263,500
70		387,400	329,000	265,100
71		388,100	330,100	266,700
72		388,700	331,000	268,200
73		389,400	332,300	269,800
74		389,900	333,000	271,400
75		390,500	334,200	273,000
76		391,000	335,400	274,600
77		391,400	336,500	276,100
78		392,000	337,700	277,600
79		392,600	338,900	279,100
80		393,000	340,100	280,600
81		393,500	341,200	282,200
82		394,100	342,300	283,700
83		394,700	343,400	285,200
84		395,300	344,500	286,700
85		395,800	345,400	288,000
86		396,400	346,400	289,500
87		397,000	347,300	291,000

88	397,600	348,300	292,500
89	398,000	349,400	293,700
90	398,500	350,200	295,100
91	399,100	351,000	296,500
92	399,700	351,800	297,900
93	400,200	352,500	299,400
94		353,100	300,700
95		353,800	302,000
96		354,400	303,300
97		354,800	304,100
98		355,200	305,300
99		355,700	306,500
100		356,100	307,800
101		356,600	308,900
102		357,000	310,100
103		357,500	311,300
104		357,900	312,500
105		358,200	313,800
106		358,700	315,000
107		359,200	316,200
108		359,500	317,400
109		360,000	318,300
110		360,500	319,000
111		361,000	319,700
112		361,500	320,300
113		362,000	321,000
114		362,500	321,300
115		363,000	322,000
116		363,400	322,700
117		363,800	323,100
118		364,300	323,700
119		364,800	324,300

120	365,300	324,900
121	365,700	325,300
122	366,200	325,800
123	366,700	326,300
124	367,200	326,800
125	367,600	327,200
126		327,600
127		327,900
128		328,300
129		328,700
130		329,100
131		329,500
132		329,800
133		330,000
134		330,300
135		330,700
136		330,900
137		331,100
138		331,400
139		331,700
140		332,000
141		332,200
142		332,500
143		332,900
144		333,100
145		333,200
146		333,600
147		334,000
148		334,200
149		334,500
150		334,900
151		335,300

	152				335,700
	153				336,000
再任用 職員		330,400	292,600	265,100	257,800

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師
その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の2第3項中「100分の15」を「100分の16」に改める。

第23条の3第1項中「基づく休日」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を、「第20条」の次に「まで」を加え、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、前項に規定する職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、前条第1項ただし書の規定により第18条から第20条までの規定を適用される場合は、この限りでない。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

第23条の3に次の1項を加える。

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給について必要な事項は、規則で定める。

附則第12項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職 員 の 区 分	職務の 等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	号給								
再 任 用 以 外 の 職 員	1	405,800	360,100	315,800	285,000	258,300	223,900	187,700	137,600
	2	408,200	362,700	318,000	287,200	260,400	225,500	189,500	138,700
	3	410,700	365,200	320,300	289,500	262,300	227,100	191,300	139,900
	4	413,100	367,800	322,500	291,700	264,400	228,700	193,100	141,000
	5	415,000	369,900	324,800	293,700	266,300	230,300	194,700	142,100
	6	417,300	372,400	326,800	296,000	268,300	232,000	196,500	143,200
	7	419,400	374,800	329,000	298,300	270,400	233,600	198,300	144,300
	8	421,600	377,300	331,200	300,600	272,500	235,200	200,100	145,400
	9	423,600	379,800	333,300	302,700	274,600	236,800	201,800	146,500
	10	425,700	382,500	335,500	305,000	276,600	238,400	203,600	147,900
	11	427,800	385,100	337,600	307,200	278,700	240,000	205,400	149,200
	12	429,900	387,800	339,800	309,500	280,800	241,600	207,200	150,500
	13	431,600	390,200	341,800	311,700	282,800	243,200	208,600	151,800
	14	433,400	392,500	343,800	313,800	284,900	244,700	210,400	153,300
	15	435,400	394,700	345,900	316,000	286,900	246,200	212,100	154,800
	16	437,400	397,100	347,900	318,100	289,000	247,700	213,900	156,400
	17	439,300	398,900	349,800	320,200	291,000	249,200	215,600	157,700
	18	441,100	400,900	351,800	322,200	293,000	251,100	217,300	159,200
	19	442,900	402,800	353,700	324,300	295,100	252,900	219,000	160,700
	20	444,600	404,600	355,600	326,300	297,100	254,700	220,600	162,200
	21	446,400	406,500	357,600	328,300	299,200	256,400	222,200	163,600
	22	447,900	408,300	359,500	330,400	301,300	258,300	223,900	166,300
	23	449,300	410,100	361,500	332,400	303,300	260,200	225,600	168,900
	24	450,800	412,000	363,400	334,500	305,400	261,900	227,200	171,500
	25	452,200	413,800	365,400	336,100	307,200	263,900	228,700	174,200
	26	453,500	415,300	367,300	338,000	309,300	265,800	230,300	175,900

27	454,800	416,800	369,300	340,000	311,400	267,600	231,800	177,600
28	456,000	418,400	371,300	341,900	313,400	269,500	233,200	179,300
29	457,000	420,000	372,800	343,600	315,400	271,200	234,600	180,800
30	457,700	421,300	374,600	345,500	317,400	273,100	235,800	182,600
31	458,500	422,600	376,400	347,400	319,500	275,000	237,000	184,400
32	459,200	423,800	378,000	349,200	321,600	276,800	238,300	186,100
33	459,900	425,000	379,800	351,100	323,100	278,500	239,600	187,700
34	460,700	426,300	381,200	352,900	325,100	280,400	241,000	189,200
35	461,400	427,600	382,700	354,700	327,100	282,200	242,300	190,700
36	462,000	428,800	384,300	356,400	329,200	284,100	243,600	192,200
37	462,500	430,000	385,700	357,800	331,100	285,800	244,600	193,500
38	463,100	430,800	386,900	359,100	333,000	287,500	246,100	194,800
39	463,700	431,600	388,100	360,500	335,000	289,300	247,700	196,100
40	464,300	432,400	389,200	361,900	336,900	291,100	249,200	197,400
41	464,800	433,000	390,300	363,200	338,800	292,800	250,600	198,700
42	465,300	433,700	391,500	364,100	340,700	294,500	252,000	200,000
43	465,700	434,400	392,700	365,200	342,500	296,200	253,400	201,300
44	466,000	435,100	393,800	366,300	344,400	297,800	254,800	202,600
45	466,300	435,900	394,500	367,100	345,900	299,500	256,000	203,800
46		436,700	395,200	368,000	347,300	301,200	257,300	205,100
47		437,100	395,900	368,900	348,800	302,800	258,700	206,400
48		437,800	396,600	369,800	350,300	304,500	260,100	207,700
49		438,300	397,200	370,700	351,900	305,700	261,400	208,800
50		438,700	397,800	371,500	352,700	307,200	262,500	209,900
51		439,100	398,300	372,300	353,900	308,800	263,800	211,000
52		439,500	398,700	373,100	354,900	310,400	265,100	212,100
53		439,900	399,100	373,800	355,800	312,000	266,200	213,300
54		440,300	399,400	374,500	356,900	313,600	267,300	214,300
55		440,700	399,700	375,200	357,800	315,200	268,600	215,300
56		441,000	400,000	375,900	358,900	316,700	269,900	216,300
57		441,300	400,300	376,400	359,800	318,200	271,000	217,100
58		441,700	400,600	377,000	360,500	319,400	272,000	218,100

59	442,000	400,900	377,600	361,200	320,600	273,100	219,000
60	442,300	401,200	378,300	361,900	321,800	274,200	220,000
61	442,600	401,500	378,700	362,300	322,500	275,400	220,800
62		401,800	379,400	362,900	323,400	276,400	221,800
63		402,100	380,000	363,600	324,200	277,300	222,800
64		402,400	380,600	364,300	325,000	278,300	223,800
65		402,700	381,000	364,600	325,900	279,100	224,500
66		403,000	381,600	365,300	326,300	280,000	225,500
67		403,300	382,200	366,000	327,000	280,800	226,500
68		403,600	382,800	366,700	327,800	281,700	227,600
69		403,800	383,200	367,000	328,600	282,700	228,400
70		404,100	383,700	367,600	329,300	283,500	229,200
71		404,400	384,200	368,300	330,000	284,300	230,000
72		404,700	384,800	368,900	330,700	285,100	230,800
73		404,900	385,100	369,200	331,200	285,900	231,600
74		405,200	385,500	369,800	331,800	286,400	232,300
75		405,500	385,900	370,500	332,300	286,800	233,000
76		405,700	386,300	371,100	332,900	287,300	233,700
77		405,900	386,600	371,500	333,200	287,400	234,400
78		406,200	386,900	372,000	333,700	287,800	235,200
79		406,500	387,200	372,600	334,100	288,000	236,000
80		406,700	387,500	373,100	334,600	288,400	236,800
81		406,900	387,700	373,600	335,000	288,600	237,500
82		407,200	388,000	374,200	335,500	288,800	238,200
83		407,500	388,300	374,700	336,000	289,200	238,900
84		407,700	388,500	375,000	336,500	289,500	239,600
85		407,900	388,700	375,400	336,800	289,800	240,300
86			389,000	375,900	337,200	290,100	241,000
87			389,300	376,300	337,700	290,400	241,700
88			389,500	376,700	338,100	290,800	242,400
89			389,700	377,100	338,400	291,100	243,100
90			390,000	377,600	338,800	291,500	243,600

91	390,300	378,000	339,300	291,800	244,100
92	390,500	378,400	339,700	292,200	244,600
93	390,700	378,700	339,900	292,300	244,900
94	391,000	379,200	340,300	292,500	
95	391,300	379,600	340,800	292,900	
96	391,500	380,000	341,200	293,300	
97	391,700	380,300	341,300	293,500	
98		380,800	341,800	293,800	
99		381,200	342,200	294,200	
100		381,600	342,500	294,600	
101		381,900	342,800	294,800	
102		382,400	343,200	295,100	
103		382,800	343,600	295,500	
104		383,200	344,000	295,800	
105		383,500	344,500	296,000	
106			344,900	296,300	
107			345,300	296,700	
108			345,700	297,000	
109			346,200	297,200	
110			346,600	297,600	
111			346,900	298,000	
112			347,200	298,300	
113			347,700	298,400	
114			348,100	298,700	
115			348,400	299,000	
116			348,700	299,400	
117			349,200	299,600	
118			349,600	299,800	
119			349,900	300,100	
120			350,200	300,400	
121			350,700	300,800	
122			351,100	301,000	

	123						351,400	301,300	
	124						351,700	301,600	
	125						352,200	301,900	
再 任 用 職 員		387,600	354,500	312,800	287,400	272,300	252,900	212,900	185,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第28条に規定する職員を除く。

別表第2イ及びウを次のように改める。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 等級 号給	特1等級	1等級	2等級	3等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 以 外 の 職 員	1	323,700	263,900	215,500	147,800
	2	325,700	265,800	217,100	149,600
	3	327,900	267,600	218,700	151,300
	4	330,100	269,500	220,300	153,000
	5	332,100	271,300	221,700	154,700
	6	334,300	273,100	223,300	156,400
	7	336,400	275,000	224,800	158,100
	8	338,600	276,800	226,400	159,900
	9	340,600	278,600	227,900	161,400
	10	342,700	280,500	229,400	163,300
	11	344,900	282,400	230,800	165,300
	12	347,000	284,200	232,200	167,200
	13	348,700	286,200	234,000	169,100
	14	350,700	288,100	235,400	171,000
	15	352,600	289,900	236,700	172,800
	16	354,600	291,800	238,100	174,700
	17	356,600	293,600	239,400	180,300

18	358,600	295,300	240,700	181,900
19	360,600	297,100	242,000	183,500
20	362,600	298,900	243,300	185,100
21	364,400	300,400	244,700	186,600
22	366,400	302,100	245,800	188,200
23	368,500	303,800	247,000	189,800
24	370,600	305,400	248,200	191,300
25	372,000	307,200	249,400	192,900
26	373,800	308,900	251,000	194,600
27	375,600	310,500	252,500	196,200
28	377,300	312,200	254,000	197,900
29	379,100	313,400	255,500	199,500
30	380,600	314,800	257,300	201,100
31	382,200	316,300	259,100	202,700
32	383,900	317,900	260,800	204,300
33	385,200	319,400	262,300	205,800
34	386,500	320,700	264,100	207,500
35	387,800	321,900	265,800	209,200
36	389,000	323,200	267,600	210,900
37	390,100	324,300	269,100	212,200
38	391,300	325,300	270,800	213,700
39	392,400	326,400	272,500	215,100
40	393,500	327,400	274,200	216,600
41	394,300	333,400	275,900	218,000
42	395,100	335,200	277,500	219,400
43	395,900	336,900	279,200	220,800
44	396,700	338,700	280,900	222,100
45	397,100	340,500	282,500	223,600
46	397,700	342,300	284,200	225,000
47	398,200	344,200	285,900	226,600
48	398,600	346,000	287,500	228,000
49	399,000	347,800	288,900	229,500

50	399,300	349,500	290,500	230,900
51	399,600	351,100	292,000	232,100
52	399,900	352,800	293,600	233,400
53	400,200	354,000	295,000	234,900
54	400,500	355,100	296,500	236,200
55	400,800	356,300	297,900	237,500
56	401,100	357,500	299,400	238,900
57	401,400	358,700	300,700	240,200
58	401,700	359,500	301,900	241,600
59	402,000	360,700	303,200	242,900
60	402,400	361,800	304,600	244,000
61	402,600	362,800	305,900	245,200
62	402,900	363,800	307,100	246,700
63	403,200	364,800	308,400	248,300
64	403,500	365,800	309,600	249,800
65	403,700	366,600	311,000	251,400
66		367,400	311,800	252,800
67		368,300	312,600	254,200
68		369,200	313,400	255,600
69		369,700	314,000	256,700
70		370,500	314,700	258,100
71		371,300	315,400	259,500
72		372,100	316,000	260,900
73		372,500	316,700	261,900
74		373,200	316,900	263,200
75		373,900	317,500	264,500
76		374,600	318,100	265,800
77		375,000	318,700	266,800
78		375,600	319,200	268,000
79		376,300	319,700	269,300
80		376,900	341,900	270,600
81		377,300	342,200	271,600

82	377,800	342,500	272,700
83	378,300	342,900	273,800
84	378,800	343,200	274,900
85	379,400	343,700	276,000
86	379,900	344,000	277,000
87	380,500	344,300	278,100
88	381,100	344,600	279,200
89	381,600	345,000	280,100
90	382,100	345,300	280,800
91	382,600	345,700	281,400
92	383,100	346,000	282,200
93	383,400	346,400	283,000
94	383,900	346,700	283,600
95	384,300	347,000	284,200
96	384,700	347,300	284,800
97	385,100	347,600	285,500
98		348,000	286,000
99		348,400	286,400
100		348,800	286,800
101		349,300	287,000
102		349,700	287,200
103		350,100	287,400
104		350,500	287,600
105		351,000	288,000
106		351,400	288,200
107		351,800	288,400
108		352,200	288,600
109		352,700	289,000
110		353,100	289,200
111		353,500	289,400
112		353,900	289,700
113		354,400	290,100

	114				290,400
	115				290,600
	116				290,900
	117				291,200
	118				291,400
	119				291,600
	120				291,900
	121				292,200
再任用 職員		320,500	279,800	254,600	213,000

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、
栄養士その他職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の 等級 号給	特1等級	1等級	2等級	3等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 以 外 の 職 員	1	326,900	281,500	231,400	155,600
	2	329,100	283,400	233,200	157,000
	3	331,200	285,400	235,000	158,500
	4	333,400	287,400	236,800	159,900
	5	335,600	289,200	238,200	161,300
	6	337,700	291,000	239,600	162,800
	7	339,900	292,900	240,800	164,300
	8	342,000	294,800	242,100	165,800
	9	343,700	296,700	243,300	167,100
	10	345,700	298,600	244,400	168,800
	11	347,600	300,400	245,400	170,400
	12	349,600	302,300	246,500	172,000
	13	351,700	304,000	247,800	173,500
	14	353,800	305,700	248,900	175,500
	15	355,900	307,500	249,900	177,500
	16	357,900	309,300	250,900	179,500

17	359,900	311,200	251,900	182,900
18	361,900	312,800	252,900	185,000
19	364,000	314,500	254,000	187,100
20	366,100	316,200	255,000	189,200
21	367,800	317,700	256,000	191,300
22	369,900	319,300	257,000	193,600
23	372,000	320,900	258,100	195,900
24	374,000	322,400	259,200	198,200
25	376,000	324,100	260,400	200,600
26	377,600	325,500	261,900	202,000
27	379,500	327,000	263,200	203,400
28	381,400	328,600	264,600	204,800
29	383,200	330,000	266,000	206,200
30	384,900	331,500	267,600	207,700
31	386,800	332,900	269,200	209,200
32	388,600	334,400	270,700	210,500
33	390,300	336,100	272,300	211,900
34	392,000	337,600	273,800	213,400
35	393,800	339,200	275,200	214,900
36	395,500	340,700	276,600	216,400
37	397,100	342,400	278,200	217,800
38	398,800	344,000	279,600	219,500
39	400,600	345,500	281,100	221,200
40	402,400	347,100	282,500	222,900
41	403,900	348,300	284,100	224,300
42	405,400	349,800	285,700	226,000
43	406,900	351,300	287,200	227,700
44	408,200	352,700	288,800	229,400
45	409,300	354,300	290,200	231,000
46	410,400	355,300	291,600	232,400
47	411,500	356,800	293,100	233,700
48	412,700	358,100	294,600	234,900

49	414,000	359,500	295,900	236,300
50	415,100	360,900	297,200	237,400
51	416,300	362,200	298,600	238,400
52	417,400	363,600	300,000	239,600
53	418,600	365,100	301,500	240,800
54	419,600	366,300	302,800	241,900
55	420,700	367,400	304,200	242,900
56	421,800	368,600	305,600	244,000
57	422,900	369,700	306,700	244,900
58	423,400	370,600	307,900	245,900
59	424,000	371,600	309,200	246,900
60	424,400	372,600	310,600	247,900
61	425,000	373,200	311,700	248,900
62	425,500	374,000	313,000	249,900
63	425,900	374,800	314,300	251,000
64	426,400	375,600	315,500	252,100
65	427,000	376,300	316,800	253,100
66	427,400	377,000	318,100	254,500
67	427,700	377,800	319,400	255,700
68	428,000	378,500	320,700	257,000
69	428,400	379,100	321,400	258,300
70		379,700	322,500	259,900
71		380,400	323,600	261,400
72		381,000	324,500	262,900
73		381,700	325,800	264,500
74		382,200	326,500	266,100
75		382,800	327,600	267,600
76		383,300	328,800	269,200
77		383,700	329,900	270,600
78		384,300	331,100	272,100
79		384,800	332,200	273,600
80		385,100	333,400	275,000

81	385,400	334,500	276,600
82	385,900	335,600	278,100
83	386,300	336,600	279,600
84	386,600	337,700	281,100
85	386,900	338,600	282,300
86	387,400	339,600	283,800
87	387,900	340,500	285,300
88	388,300	341,500	286,700
89	388,600	342,500	287,900
90	389,000	343,300	289,300
91	389,500	344,100	290,700
92	389,900	344,900	292,000
93	390,300	345,500	293,500
94		346,100	294,800
95		346,800	296,000
96		347,400	297,300
97		347,800	298,100
98		348,200	299,300
99		348,700	300,500
100		349,100	301,700
101		349,600	302,800
102		350,000	304,000
103		350,500	305,200
104		350,900	306,300
105		351,200	307,600
106		351,700	308,800
107		352,100	310,000
108		352,400	311,200
109		352,900	312,000
110		353,400	312,700
111		353,900	313,400
112		354,400	314,000

113	354,900	314,700
114	355,400	315,000
115	355,900	315,600
116	356,300	316,300
117	356,700	316,700
118	357,100	317,300
119	357,600	317,900
120	358,100	318,500
121	358,500	318,900
122	359,000	319,400
123	359,500	319,900
124	360,000	320,400
125	360,300	320,800
126		321,200
127		321,500
128		321,800
129		322,200
130		322,600
131		323,000
132		323,300
133		323,500
134		323,800
135		324,200
136		324,400
137		324,600
138		324,900
139		325,200
140		325,500
141		325,700
142		326,000
143		326,400
144		326,600

	145				326,700
	146				327,000
	147				327,400
	148				327,600
	149				327,900
	150				328,300
	151				328,700
	152				329,100
	153				329,400
再任用 職員		323,900	286,800	260,300	253,100

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師
その他の職員で規則で定めるものに適用する。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条の4第1項第1号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第2号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第3号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第4号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第5号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第6号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者でその勤続期間が10年以上24年以下のものに対する退職手当の調整額は、第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額とする。

第7条第5項第2号中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和54年藤井寺市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第11条の2中「基づく休日」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、前項に規定する職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給する。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375, 000」を「377, 000」に、「424, 000」を「426, 000」に、「477, 000」を「479, 000」に、「541, 000」を「542, 000」に、「617, 000」を「618, 000」に改める。

第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」を「」、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の155」に改める。

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「377, 000」を「370, 000」に、「426, 000」を「418, 000」に、「479, 000」を「470, 000」に、「542, 000」を「531, 000」に、「618, 000」を「606, 000」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び第5条の規定は平成27年5月1日から、第2条から第4条まで及び第6条の規定は平成28年4月1日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

2 第2条の規定の施行の日（以下この項及び附則第4項から第6項までにおいて「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

3 第5条又は第6条の規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長が定めるこれに準ずる職員のそれ

ぞれの施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料表の切替えに伴う経過措置)

- 4 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年藤井寺市条例第13号）附則第6項を適用しない場合における給料月額をいう。）に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（別表第1行政職給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の等級が同表の職務の等級欄に掲げる特1等級及び1等級の適用を受ける者（以下「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。
- 5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 前3項の規定による給料を支給される職員に関する一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第24条第5項（給与条例第25条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び附則第12項第2号から第4号までの規定の適用については、給与条例第24条第5項中「給料の月額」とあるのは「給料月額と一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年藤井寺市条例第 号）附則第4項から第6項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 8 第6条の規定の施行の日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこと

となるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 9 前項の規定による給料を支給される職員に関する一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第4項の規定の適用については、この規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年藤井寺市条例第 号）附則第8項の規定による給料の額との合計額」とする。

（規則への委任）

- 10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 9 号

市税条例の一部改正について

市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 27 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

所得税における寄附金控除の対象となる公益法人等への寄附金のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人に対する寄附金を、市民税の寄附金税額控除の対象とするため、大阪府税条例（昭和 25 年大阪府条例第 75 号）の改正にあわせて、所要の改正を行うものである。

また、藤井寺市行政手続条例（平成 11 年藤井寺市条例第 3 号）の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うものである。

藤井寺市条例第 号

市税条例の一部を改正する条例

市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「第4条から第28条まで（第7条及び第13条を除く。）」を「第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）」に改め、同条第2項中「第33条第3項」を「第34条第4項」に、「第33条第2項」を「第34条第3項」に、「第34条」を「第35条」に改める。

第23条の2第1項中「第2号に掲げる寄附金」の次に「又は次の各号に掲げる寄附金若しくは金銭（第1号から第8号まで及び第10号に掲げるものに関しては、市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金であって市民の福祉の増進に寄与するものであるとして規則で定めるものに限る。第9号に掲げるものに関しては、受益の範囲が市内にあつて市民の福祉の増進に寄与するものであるとして規則で定めるものに限る。）」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- (2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- (10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

第90条第8項中「き損」を「毀損」に改める。

附則第2条の2第1項中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

附則第14条の2の5第2項及び第14条の2の6第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の2の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第23条の2の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成27年1月1日以後に支出する新条例第23条の2第1項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

議案第 10 号

藤井寺市手数料条例の一部改正について

藤井寺市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 27 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）の題名が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改められたことに伴い、別表中の引用部分を改めるものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市手数料条例の一部を改正する条例

藤井寺市手数料条例（昭和35年藤井寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

議案第 1 1 号

藤井寺市介護保険条例の一部改正について

藤井寺市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 2 月 2 7 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

第 6 期藤井寺市いきいき長寿プランの策定に伴い、平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までにおける介護保険料を定めるとともに、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 2 6 年法律第 8 3 号)による介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)の改正により規定された介護予防・日常生活支援総合事業等の事業の実施について、経過措置を定めるものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市介護保険条例の一部を改正する条例

藤井寺市介護保険条例（平成12年藤井寺市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「すべて」を「全て」に改める。

第8条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項第1号中「28,800円」を「36,600円」に改め、同項第2号中「28,800円」を「51,240円」に改め、同項第3号中「附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する者 40,320円」を「第39条第1項第3号に掲げる者 54,900円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第3号に掲げる者（前号に該当する者を除く。） 43,200円」を「第39条第1項第4号に掲げる者 65,880円」に改め、同項第5号中「附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する者 51,840円」を「第39条第1項第5号に掲げる者 73,200円」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 次のいずれかに該当する者 87,840円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付（以下「支援給付」という。）を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等（生活保護法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

第8条第1項第7号中「74,880円」を「95,160円」に改め、同号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する」及び「（以下「合計所得金額」という。）」を削り、「2,000,000円未満」

を「1, 200, 000円以上1, 900, 000円未満」に改め、同号イ中「(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付(以下「支援給付」という。)を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。)」及び「(生活保護法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。)」を削り、「部分を除く。)」の次に「、次号イ、第9号イ」を加え、「次号イ」を「第10号イ」に改め、同項第8号中「89, 280円」を「109, 800円」に改め、同号ア中「2, 000, 000円以上3, 000, 000円未満」を「1, 900, 000円以上2, 900, 000円未満」に改め、同号イ中「部分を除く。)」の次に「、次号イ又は第10号イ」を加え、同項第9号を次のように改める。

(9) 次のいずれかに該当する者 124, 440円

ア 合計所得金額が2, 900, 000円以上4, 500, 000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

第8条第1項に次の2号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 135, 420円

ア 合計所得金額が4, 500, 000円以上7, 000, 000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 146, 400円

第9条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第10条第3項中「第8条第1項第7号イ若しくは」を「第8条第1項第6号イ、第7号イ、」に、「政令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロ」を「第9号イ若しくは第10号イ」に、「附則第16

条第2項若しくは第17条第2項に」を「第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロに」に、「第8条第1項第7号若しくは第8号、政令第39条第1項第1号から第4号まで」を「第8条第1項第6号から第10号まで」に、「附則第16条第2項若しくは第17条第2項の」を「第39条第1項第1号から第5号までの」に改める。

第11条第1項中「（昭和25年法律第226号）」を削り、同条第2項中「すでに」を「既に」に改める。

第14条第1項中「、「保険料」を「「保険料」に改める。

附則に次の1条を加える。

（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

第4条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間を行わないものとする。

2 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間を行わないものとする。

3 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間を行わないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第8条第1項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 12 号

藤井寺市高額介護サービス費等貸付基金条例の一部改正について

藤井寺市高額介護サービス費等貸付基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 27 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

基金の貸付対象とする保険給付の費目についての見直し、現行の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）との整合を図るなど、所要の改正をするものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市高額介護サービス費等貸付基金条例の一部を改正する条例

藤井寺市高額介護サービス費等貸付基金条例(平成12年藤井寺市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「貸付に関する事務を円滑かつ効率的に」を「貸付を」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

資金の貸付を受けることができる者は、本市の介護保険被保険者で資金の調達が困難なものであって、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 次に掲げる保険給付(以下「高額介護サービス費等」という。)の支給を受ける見込みがあること。

ア 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費

イ 法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費

ウ 法第51条第1項に規定する高額介護サービス費

エ 法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費

オ 法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費

カ 法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費

(2) 介護保険料を滞納していないこと。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

第6条を削る。

第7条中「次の各号に定めるところによる」を「高額介護サービス費等の見込額の範囲内とする」に改め、同条各号を削り、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号

藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月27日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の改正により見直された従業者の員数や利用定員等に係る運営基準について従うべきとされる基準等を、本条例においても改正し、新たに「看護小規模多機能型居宅介護」とされた名称の整理をするものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

本則中（第85条第3項、第86条、第193条第10項、第194条第2項及び第195条を除く。）中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第8条第2項ただし書中「又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者」を削り、同条第5項各号列記以外の部分中「事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、同項中「併設されている」を「ある」に改め、同項第5号中「第84条第6項第1号」を「第84条第6項」に改め、同項第6号中「第84条第6項第2号」を「第84条第6項」に改め、同項第7号中「第84条第6項第3号」を「第84条第6項」に改め、同条第12項中「同条第1項第1号イに」を「同条第4項に」に改める。

第62条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第65条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第67条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「保険施設」の次に「（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第80条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第80条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第65条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第81条第2項第5号中「次条において準用する第42条第2項」を「前条第2項」に改める。

第82条中「、第42条」を削る。

第84条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等が併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
--	---	------

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師
--	--	-----------

第84条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第85条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは」を「、」に改め、「含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「サービス事業所」の次に「（第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第87条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（」の次に「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第108条中「第84条第6項各号」を「第84条第6項」に改める。

第123条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第137条を次のように改める。

第137条 削除

第150条第2項第9号を削る。

第153条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第154条第1項第6号並びに第182条第1項第3

号において同じ。) 」を加え、同条第8項第1号中「施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第12項中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」に改め、同条第13項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条に次の1項を加える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第154条第1項第6号ただし書中「福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第178条第2項に次の1号を加える。

(7) 次条において準用する第107条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第182条第1項第3号ただし書中「福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第9章の章名を次のように改める。

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第192条中「（以下「指定複合型サービス」という。）」を「（施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）」に改める。

第193条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「指定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業を」に、「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第6項中「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サー

ビス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第195条の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「サービス事業所」の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」を加える。

第196条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第197条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第198条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第199条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条各号列記以外の部分並びに同条第1号及び第2号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第3号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、同条第4号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第5号中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第7号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第9号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第202条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第203条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅

介護の」に改める。

第204条中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「第84条第6項各号」を「第84条第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、この条例による改正前の藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧条例」という。）第8条第2項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「サービス提供責任者又は」とあるのは、「サービス提供責任者又は介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第5条の規定による改正前の」とする。

(介護予防通所介護に関する経過措置)

3 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧条例第153条第13項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「）若しくは」とあるのは、「）若しくは介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第5条の規定による改正前の」とする。

議案第 1 4 号

藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 2 月 2 7 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の改正に伴い生じた条項ずれを整理するとともに、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 6 号）の改正により見直された従業者の員数や利用定員等に係る運営基準について従うべきとされる基準等を、本条例においても改正し、新たに「看護小規模多機能型居宅介護」とされた名称の整理をするものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年藤井寺市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第8条の2第14項」を「第8条の2第12項」に改める。

第8条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第9条第1項中「第45条第6項第2号」及び「第45条第6項第3号」を「第45条第6項」に改める。

第10条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「第45条第6項第4号」を「第45条第6項」に改める。

第16条第2項及び第19条中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

第38条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第8条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第45条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該

各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</p>	<p>介護職員</p>
<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</p>	<p>看護師又は准看護師</p>

第45条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、同項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第46条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準条例第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第48条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（」の次に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第64条中「第45条第6項各号」を「第45条第6項」に改める。

第66条中「及び第32条から第39条まで」を「、第32条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）及び第39条」に改める。

第71条中「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に改める。

第87条中「第37条から第39条まで」を「第37条、第38条（第4項を除く。）、第39条」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 15 号

藤井寺市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

藤井寺市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 27 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 37 号)の改正により見直された、計画書の提出を求める等の運営基準について従うべきとされる基準等を、本条例においても改正するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年
藤井寺市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第30条第2項第1号中「第32条第13号」を「第32条第14号」に改め、
同項第2号エ中「第32条第14号」を「第32条第15号」に改め、同号オ中「第
32条第15号」を「第32条第16号」に改める。

第32条中第26号を第27号とし、第18号から第25号までを1号ずつ繰り
下げ、同条第17号中「第12号」を「第13号」に、「第13号」を「第14号」
に改め、同号を同条第18号とし、同条中第16号を第17号とし、同条第15号
イ中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第97条第1項
に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削り、同号を同条第
16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同条第
12号中「介護予防訪問介護計画（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及
び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等
基準」という。）第39条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）」を
「介護予防訪問看護計画書」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号の次
に次の1号を加える。

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業
者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人
員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果
的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定
介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問
看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準にお
いて位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第32条に次の1号を加える。

(20) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同

条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第16号

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等
に関する条例の制定について

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を次のように定める。

平成27年2月27日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し利用者が負担する費用等について必要な事項を定めるものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等 に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し、利用者が負担する費用等について必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担額)

第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号から第3号まで、第29条第3項第2号、第30条第2項第1号から第3号まで及び附則第9条第1項第1号から第3号までの政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「利用者負担額」という。）は、当該各号の政令で定める額を限度として、市長が定めるものとする。

(利用者負担額の徴収)

第3条 市長は、市立幼稚園及び市立保育所から教育・保育を受けた子どもの支給認定保護者又は扶養義務者（以下「支給認定保護者等」という。）から、前条に定める利用者負担額を徴収する。

2 市長は、法附則第6条第4項の規定により、保育所（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所をいう。）から保育を受けた子どもの支給認定保護者等から前条に定める利用者負担額を徴収する。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めたときは、利用者負担額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、利用者負担額について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(市立保育所条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 市立保育所条例の一部を改正する条例（平成26年藤井寺市条例第16号）の

一部を次のように改正する。

第8条第2項を改め、同条を第6条とし、第9条を第7条とし、第10条を第8条とし、第11条を第9条とする改正規定を次のように改める。

第8条第1項を削り、同条第2項中「第5条第2項」を「前条第2項」に、「幼児」を「乳幼児」に改め、同項を第6条とし、第9条から第11条までを削る。

第12条第1号を改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条を第10条とし、第13条を第11条とする改正規定中「第10条」を「第7条」に、「第11条」を「第8条」に改める。

(藤井寺市立幼稚園条例の一部改正)

3 藤井寺市立幼稚園条例（平成2年藤井寺市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条から第7条までを削り、第8条を第5条とする。

議案第 17 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 27 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

執行機関の附属機関に関する条例（昭和 42 年藤井寺市条例第 19 号）を一部改正し、藤井寺市児童福祉審議会を設置するに当たり、条例上規定されている児童福祉審議会について所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「法第8条第4項に規定する児童福祉審議会」を「藤井寺市児童福祉審議会（執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第19号）別表に掲げる藤井寺市児童福祉審議会をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 18 号

藤井寺市立学校条例の一部改正について

藤井寺市立学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 27 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

藤井寺北小学校の住所の地番が合筆・分筆により変更されているため、これを改めるものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市立学校条例の一部を改正する条例

藤井寺市立学校条例（昭和39年藤井寺市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「小山3丁目288番の1」を「小山3丁目284番1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 19 号

藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について
藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 27 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

いじめ問題等に関係する機関の連携を図り、藤井寺市いじめ防止基本方針に基づく取組を効果的かつ円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行う藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、併せて同協議会の組織及び運営について必要な事項を定めるものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項の規定に基づき、藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、いじめ問題等に関係する機関及び団体の連携を図ることに関して協議するとともに、藤井寺市いじめ防止基本方針に基づく取組を効果的かつ円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから藤井寺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 藤井寺市立小学校又は中学校の代表者
- (2) 大阪府富田林子ども家庭センターの代表者
- (3) 大阪法務局富田林支局の代表者
- (4) 大阪府羽曳野警察署の代表者
- (5) 心理及び福祉の専門的知識及び経験を有する者
- (6) 保護者の代表者
- (7) 市長部局職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校教育課において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 20 号

藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会条例の制定について
藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 27 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

藤井寺市立学校におけるいじめの防止等のための対策を実行的に行うため、教育委員会の附属機関として藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会を設置し、併せて同委員会の組織及び運営について必要な事項を定めるものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）

第14条第3項の規定に基づき、藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第13条に規定する学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針に関すること。
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態に関すること。
- (3) いじめに対する適切な措置に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、藤井寺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がいじめについて必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 弁護士
- (2) 学識経験者
- (3) 心理及び福祉の専門的知識及び経験を有する者
- (4) 藤井寺市立小学校又は中学校の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校教育課において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 2 1 号

藤井寺市立生涯学習センター条例の一部改正について

藤井寺市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 2 月 2 7 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

藤井寺市立生涯学習センター内のゲートボール場について、現状の使用状況に鑑み、名称を屋内多目的広場に変更するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例

藤井寺市立生涯学習センター条例（平成6年藤井寺市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第6号を次のように改める。

(6) 屋内多目的広場

別表中「ゲートボール場」を「屋内多目的広場」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の藤井寺市立生涯学習センター条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項の規定によりされている登録の認定及び許可は、改正後の藤井寺市立生涯学習センター条例（以下「新条例」という。）第6条第1項の規定によりされた登録の認定及び許可とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第6条第1項の規定による登録の認定及び許可についてされている申請は、新条例第6条第1項の規定による登録の認定及び許可についてされている申請とみなす。

議案第 22 号

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 27 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

執行機関の附属機関に関する条例（昭和 42 年藤井寺市条例第 19 号）を一部改正し、藤井寺市児童福祉審議会を設置するに当たり、条例上規定されている児童福祉審議会について所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「法第8条第4項に規定する児童福祉審議会」を「藤井寺市児童福祉審議会（執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第19号）別表に掲げる藤井寺市児童福祉審議会をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 23 号

藤井寺市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

藤井寺市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 27 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づき、水道事業管理者の附属機関として藤井寺市水道施設整備事業評価委員会を設置するため、本条例を改正するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

藤井寺市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

2 水道事業にかかる附属機関を次のとおり設置する。

名称	担当事務
藤井寺市水道施設整備事業評価委員会	水道施設整備事業の効率的な執行及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、厚生労働省が定めた水道施設整備事業の評価実施要領に基づく事前評価及び再評価に関する事務

3 前項に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第24号

反訴の提起について

債務不存在確認請求に対する反訴を提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成27年2月27日提出

藤井寺市長 國下 和男

1 相手方

大阪市西区江戸堀一丁目25番30号

タット・建設株式会社

代表者代表取締役 大川 大助

2 請求の趣旨

- (1) 反訴被告（本訴原告）は、反訴原告（本诉被告）に対し、金6374万4300円を支払え。
- (2) 訴訟費用は、反訴被告（本訴原告）の負担とする。
との判決並びに(1)についての仮執行宣言を求める。

3 訴えの提起の理由

本市を本诉被告として提起された大阪地方裁判所堺支部平成26年（ワ）第1254号債務不存在確認請求事件において存否が争われている違約金請求権について、本訴原告に対し支払の履行を求めるため、反訴を提起するものである。

議案第25号

市道路線の認定、一部廃止及び変更について

次のとおり路線を認定、一部廃止及び変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年2月27日提出

藤井寺市長 國下 和男

1. 認定路線

路線名	起点 終点	重要な経過地
岡34号線	岡2丁目192番1先 岡2丁目889番1先	
国府46号線	国府2丁目111番1先 国府2丁目109番10先	
国府47号線	国府2丁目109番17先 国府2丁目109番15先	
藤ヶ丘48号線	藤ヶ丘3丁目311番23先 藤ヶ丘3丁目311番18先	
津堂48号線	津堂1丁目550番1先 津堂1丁目550番1先	
津堂49号線	津堂1丁目558番1先 津堂1丁目558番1先	
津堂50号線	津堂1丁目558番1先 津堂1丁目558番1先	
津堂51号線	津堂1丁目558番1先 津堂1丁目558番1先	
船橋町13号線	船橋町45番8先 船橋町45番14先	
川北42号線	川北1丁目39番19先 川北1丁目39番19先	
沢田75号線	沢田2丁目242番7先 沢田2丁目242番11先	

小山 1 9 9 号 線	小山 2 丁目 3 9 7 番 5 先 小山 2 丁目 3 9 7 番 9 先	
北 條 町 2 7 号 線	北 條 町 5 6 番 3 先 北 條 町 5 8 番 1 0 先	
藤 井 寺 5 1 号 線	藤 井 寺 4 丁 目 7 0 8 番 1 1 先 藤 井 寺 4 丁 目 7 0 8 番 1 2 先	
小 山 2 0 0 号 線	小 山 2 丁 目 7 番 6 先 小 山 2 丁 目 7 番 8 先	
津 堂 5 2 号 線	津 堂 1 丁 目 3 0 9 番 4 先 津 堂 1 丁 目 3 0 9 番 7 先	
春 日 丘 3 2 号 線	春 日 丘 2 丁 目 6 9 3 番 1 0 4 先 春 日 丘 2 丁 目 6 9 3 番 9 5 先	
春 日 丘 3 3 号 線	春 日 丘 2 丁 目 6 9 3 番 1 1 0 先 春 日 丘 2 丁 目 6 9 3 番 1 1 3 先	
小 山 2 0 1 号 線	小 山 1 丁 目 4 3 8 番 5 先 小 山 1 丁 目 4 3 8 番 5 先	
岡 3 5 号 線	岡 1 丁 目 1 9 3 番 1 先 岡 1 丁 目 1 9 3 番 1 先	
林 7 6 号 線	林 2 丁 目 2 2 0 番 8 先 林 2 丁 目 2 2 0 番 8 先	

2. 一部廃止路線

路 線 名	新旧別	起 点 終 点	重要な経過地
岡 中 津 堂 線	新	小山 4 丁目 6 6 9 番 先 岡 2 丁目 1 9 2 番 1 先	
	旧	小山 4 丁目 6 6 9 番 先 岡 2 丁目 8 8 9 番 1 先	

3. 変更路線

路線名	新旧別	起 点 終 点	重要な経過地
小山153号線	新	津堂1丁目529番2先 小山4丁目325番1先	
	旧	小山4丁目530番2先 小山4丁目325番1先	
小山154号線	新	津堂1丁目529番2先 小山4丁目530番9先	
	旧	小山4丁目658番24先 小山4丁目530番9先	

提案理由

開発行為の完了、土地区画整理等により市道路線の認定、一部廃止及び変更を行うものである。